



JASDAQ

各 位

平成 23 年 12 月 15 日

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 宏昭
(コード番号：7834)
問合せ先 取締役経営管理部長 中村 修
(TEL：03-3526-9970)

仲裁手続の申し立てに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 1 日付けで仲裁手続の申し立てを受け、本日、日本商事仲裁協会より送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該仲裁手続の申し立てがあった機関及び年月日

社団法人日本商事仲裁協会

平成 23 年 12 月 1 日 (当社への申立書送達日 平成 23 年 12 月 15 日)

2. 当該仲裁手続を申し立てたもの

- (1) 社名 北京德霖高尔夫体育发展有限公司
- (2) 代表者 董事長 王 棹億
- (3) 所在地 中華人民共和国 北京市顺义区首都机场路 89 号

3. 仲裁手続の申し立てに至った経緯

当社は、平成 21 年 1 月より北京德霖高尔夫体育发展有限公司（以下、「ダイレクトリンク社」という。）と販売代理店契約を締結し、同社を通じて中国国内でのゴルフ用品の販売を行ってまいりました。

しかし、ダイレクトリンク社は、当社の販売代金について正当な理由が無く不払いが続いたため、当社は同社に対し、平成 22 年 12 月 13 日付けで販売代理店契約の解除を通知しました。

その後当社は、未回収となっている販売代金の支払と同社に対する代理店契約解除の有効性を求め、平成 23 年 2 月 14 日付けで日本商事仲裁協会へ仲裁手続の申し立てを行い、現在も同協会において審理中であります。

これに対し、ダイレクトリンク社は当社の一方的な契約解除により損失を被ったなどとして、今回新たに仲裁手続の申し立てを行ったものであります。

4. 当該仲裁手続きの内容及び請求金額

- (1) 内 容
- ・代理店契約を履行する上でダイレクトリンク社が負担したプロモーション費用にかかる損害の賠償
 - ・当社が並行輸入防止対策をとらなかったことによる損害の賠償
 - ・当社の一方向的な代理店契約解除による営業損失に基づく損害の賠償
 - ・審理中の仲裁案件により生じた損害の賠償

(2) 請求金額 25,000,000 US\$

5. 今後の見通し

ダイレクトリンク社の申し立ては、先に当社が申し立てした仲裁への対抗として提起されたに過ぎず、当社は、同社の請求は全く法的根拠のないものと考えております。上記3に記載しておりますとおり、当社がダイレクトリンク社との販売代理店契約を解除したのは、ダイレクトリンク社による代金不払いによるものであり、法的解除事由に基づいたもので、解除の責任はダイレクトリンク社にあります。解除の責任が当社に無い以上、解除によりダイレクトリンク社に発生した損害を賠償する責任は当社にありません。

当社は、同社に対する先の仲裁手続の申し立てと同様、当社の正当性を主張してまいります。なお、当該仲裁手続の申し立てが当社の業績に与える影響は現段階ではないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上